

水循環施策を巡る最近の動向について

内閣官房 水循環政策本部事務局
令和7年6月



健全な水循環ロゴマーク

目次

- ①流域水循環計画と水循環アドバイザー制度について p.1 - p.3
- ②水循環白書について p.4 - p.7
- ③流域総合水管理について p.8 - p.11
- ④大阪・関西万博への出展について p.12
- ⑤災害時地下水利用ガイドラインについて p.13 - p.15
- ⑥水循環企業登録・認証制度について p.16 - p.18
- ⑦水の日の取組について p.19 - p.20
- ⑧教育・人材育成について p.21 - p.24

① 流域水循環計画の策定状況

健全な水循環の維持又は回復に取り組む各地域の計画を国としてとりまとめ、平成28年度の第一弾17計画公表を皮切りに、令和6年度(令和7年3月)現在、全国で**84計画**を確認・公表。

令和6年度公表（3月）

10計画

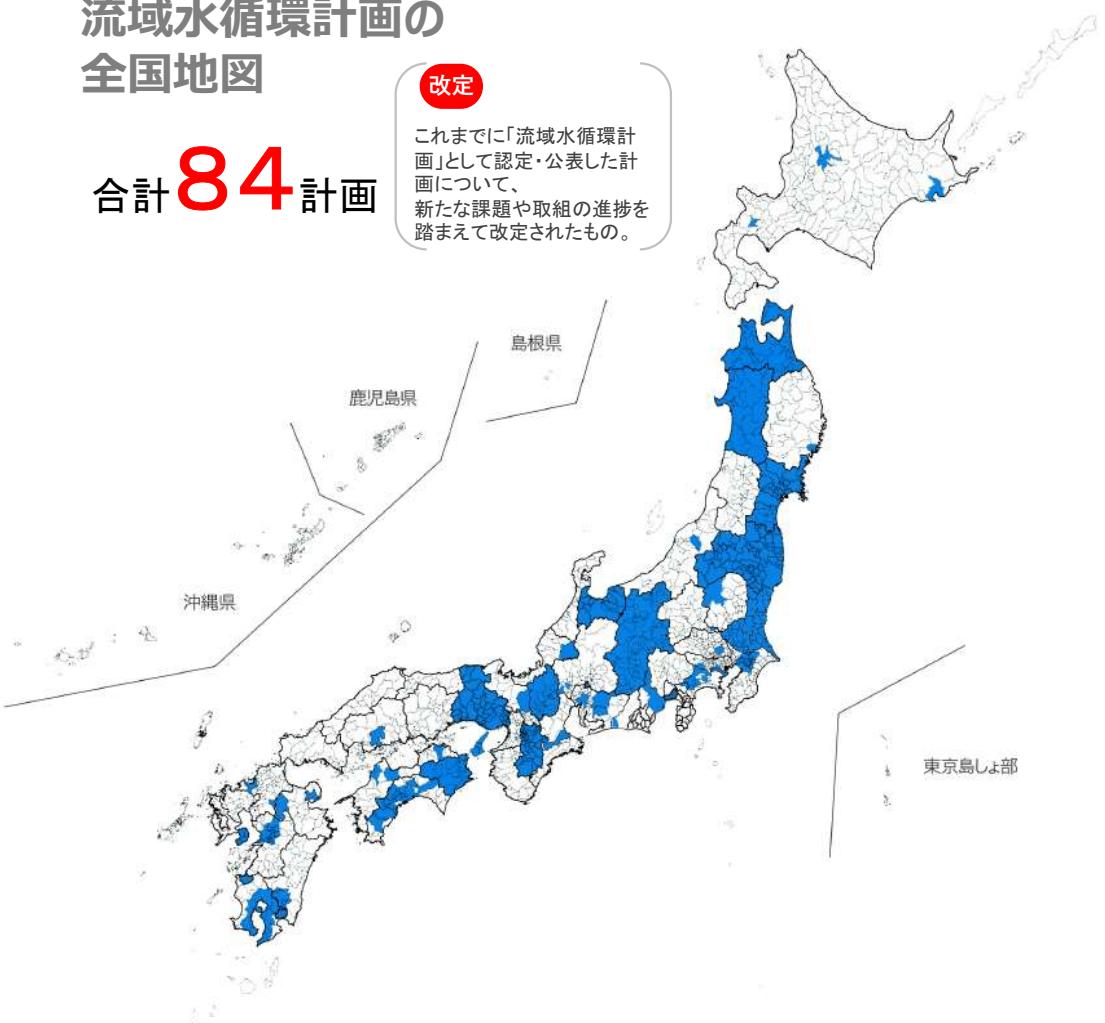
提出機関	計画名	
魚津市	第2次魚津市環境基本計画の一部	
静岡県	浜名湖圏域流域水循環計画	
富士市	第三次富士市環境基本計画の一部	
犬山市	第2次犬山市環境基本計画の一部	
出水市	出水市環境基本計画の一部	
志布志市	第2次志布志市環境基本計画の一部	
ニセコ町	第3次ニセコ町環境基本計画の一部	改定
大船渡市	大船渡湾水環境保全計画	改定
秋田県	秋田県「水と緑」の基本計画	改定
静岡市	第3次静岡市環境基本計画の一部・しづおか水ビジョン	改定

流域水循環計画の全国地図

合計**84**計画

改定

これまでに「流域水循環計画」として認定・公表した計画について、新たな課題や取組の進捗を踏まえて改定されたもの。



①令和6年度水循環アドバイザー制度による支援概要

岩手県矢巾町

- 形式: 会議
- 内容: 流域水循環計画策定に向けた助言
- 実施日: 令和7年2月14日
- 水循環アドバイザー: 大阪公立大学現代システム科学域 遠藤 崇浩 氏

福島県

- 形式: 現地調査・講演
- 内容: 福島県地方水循環協議会での講演及び助言
- 実施日: 令和7年1月30日
- 水循環アドバイザー: 一般社団法人流域水管理研究所 内山 雄介 氏
名本 伸介 氏

長野県佐久地域12市町村

- 形式: 会議・オンライン会議
- 内容: 各市町村のアクションプラン等策定に向けた助言
- 実施日: 令和6年11月5日
- 水循環アドバイザー: 一般社団法人流域水管理研究所 上原 浩 氏 ほか

静岡県静岡市

- 形式: 会議
- 内容: 静清地域地下水利用対策協議会総会における記念講演
- 実施日: 令和6年7月4日
- 水循環アドバイザー: 長野県安曇野市市民生活部環境課 百瀬 正幸 氏

三重県大紀町

- 形式: 現地調査・会議
- 内容: 水循環教育の発展、地域活性化等に関する助言
- 実施日: 令和7年3月6日
- 水循環アドバイザー: 東京学芸大学環境教育研究センター 吉富 友恭 氏

大阪府大阪狭山市

- 形式: 現地調査
- 内容: ため池の利活用・存廃等に関する助言
- 実施日: 令和7年1月28日
- 水循環アドバイザー: 大阪公立大学現代システム科学域 遠藤 崇浩 氏

福岡県糸島市

- 形式: 会議
- 内容: 流域水循環計画策定に向けた助言
- 実施日: 令和6年11月1日
- 水循環アドバイザー: 第一工科大学工学部環境エンジニアリング学科
高嶋 洋 氏 ほか

宮城県名取市

- 形式: オンライン会議
- 内容: 災害時協力井戸の要綱策定に向けた助言
- 実施日: 令和6年8月26日
- 水循環アドバイザー: 大阪公立大学現代システム科学域 遠藤 崇浩 氏

長野県アルプス地域地下水保全対策協議会

- 形式: 会議・オンライン会議
- 内容: 松本盆地流域水循環計画策定に向けた助言
- 実施日: 令和6年10月25日
- 水循環アドバイザー: 信州大学理学部物質循環学コース 楠原 厚一 氏

神奈川県箱根町

- 形式: オンライン会議(1回目)、会議(2回目)
- 内容: 地下水保全のための要綱等の制定に向けた助言
- 実施日: 令和6年7月2日(1回目)、9月25日(2回目)
- 水循環アドバイザー: 神奈川県秦野市環境産業部環境共生課 谷 芳生 氏

三重県鳥羽市

- 形式: 会議
- 内容: 災害用井戸の登録増加のための普及啓発に向けた助言
- 実施日: 令和6年11月18日
- 水循環アドバイザー: 大阪公立大学現代システム科学域 遠藤 崇浩 氏

滋賀県東近江市

- 形式: 現地調査・講演
- 内容: 地下水保全に関する助言
- 実施日: 令和7年2月19日
- 水循環アドバイザー: 大阪公立大学現代システム科学域 遠藤 崇浩 氏

愛媛県松山市

- 形式: オンライン会議
- 内容: 長期的水需給計画改訂への助言
- 実施日: 令和6年11月28日(1回目)、12月20日(2回目)、
令和7年3月14日(3回目)
- 水循環アドバイザー: 筑波大学生命環境系 辻村 真貴 氏

沖縄県大宜味村

- 形式: 会議
- 内容: 流域水循環計画策定に向けた助言
- 実施日: 令和6年12月16日～18日
- 水循環アドバイザー: 名古屋大学大学院工学研究科 中村 晋一郎 氏

①水循環アドバイザー制度(アドバイザー拡充)

支援分野、地域性等を考慮し、令和7年度から水循環アドバイザー(有識者)を拡充。

水循環アドバイザー数

地域	R6までの水循環アドバイザー	R7～水循環アドバイザー
北海道	0	0
東北	1	3
関東	13	16
北陸	2	7
中部	1	2
近畿	2	3
中国	0	1
四国	0	1
九州	2	2
合計	21	35

R6までの水循環アドバイザー(有識者)

氏名	所属・役職
石井 邦宙	一般社団法人流域水管理研究所 流域水マネジメント普及プロモーター
上原 浩	一般社団法人流域水管理研究所 流域水マネジメント普及プロモーター
内山 雄介	一般社団法人流域水管理研究所 流域水マネジメント普及プロモーター
遠藤 崇浩	大阪公立大学現代システム科学域教授
風間 聰	東北大学大学院工学研究科教授
藏治 光一郎	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
榊原 厚一	信州大学理学部理学科助教
笹川 みちる	特定非営利活動法人雨水市民の会理事
指出 一正	株式会社ソトコト 代表取締役 ソトコト編集長
高嶋 洋	第一工科大学工学部自然環境工学科教授
武山 紘美	京都大学大学院地球環境学堂教授
辻谷 貴文	全日本水道労働組合書記次長
辻村 真貴	筑波大学生命環境系教授
中村 晋一郎	名古屋大学工学研究科准教授
中屋 真司	信州大学工学部特任教授・名誉教授
名本 伸介	一般社団法人流域水管理研究所 流域水マネジメント普及プロモーター
古米 弘明	中央大学研究開発機構機構教授
山村 寛	中央大学理工学部教授
吉田 武郎	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究部門上級研究員
吉富 友恭	東京学芸大学環境教育研究センター教授
渡辺 亮一	福岡大学工学部社会デザイン工学科教授

R7から拡充した新規水循環アドバイザー(有識者)

氏名	所属・役職
石丸 香苗	福井県立大学学術教養センター教授
神谷 浩二	岐阜大学工学部社会基盤工学科教授
工藤 亮治	岡山大学大学院環境生命自然科学研究科 流域水文学准教授
小森 大輔	東北大学グリーン未来創造機構特任教授
阪田 義隆	金沢大学理工研究域地球社会基盤学系理工研究域地球社会基盤学類准教授
坂本 貴啓	金沢大学人間社会研究域地域創造学系講師
柴崎 直明	福島大学共生システム理工学類教授
中村 高志	山梨大学大学院総合研究部工学域土木環境工学系准教授
西田 繼	山梨大学大学院総合研究部生命環境学域 環境科学系教授
野田 岳仁	法政大学現代福祉学部福祉コミュニティ学科准教授
渕上 ゆかり	大阪大学工学研究科附属 フューチャーイノベーションセンター助教
星川 圭介	富山県立大学工学部社会基盤工学科教授
宮津 進	新潟大学教育研究院自然科学系農学系列農学部農学科自然科学研究科環境科学専攻准教授
山田 佳裕	香川大学農学部応用生物科学科教授

五十音順 敬称略

② 令和7年版水循環白書の構成

水循環白書は水循環基本法（平成26年法律第16号）第12条に基づき毎年国会に提出。

特集 水循環施策の今後の展望 ～新たな「水循環基本計画」の閣議決定について～

- 水循環基本法では、水循環基本計画を定め、情勢の変化等を勘案し、おおむね5年ごとに、同計画の見直しを行い必要な変更を行うと規定。
- 水循環基本計画に基づき施策を推進してきたが、令和6年能登半島地震では上下水道等のインフラが被災し、生活用水の確保が課題となり、平常時からの備えの重要性が顕在化。また、最適で持続可能な上下水道への再構築が求められている中、令和6年度に水道行政が国土交通省等に移管されたなど、水循環をめぐる情勢等が変化。
- このため、水循環基本計画をおおむね1年前倒しで変更し、新たな水循環基本計画を令和6年8月30日に閣議決定。
- 新たな水循環基本計画で重点的に取り組む主な内容を紹介するとともに、これに係る最新の取組状況等を解説。

第1節 新たな水循環基本計画の概要

第2節 重点的に取り組む主な内容と最新の取組状況等

第3節 水循環施策の推進について

令和6年度 政府が講じた水循環に関する施策

第1章 流域連携の推進等

– 流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み –

第2章 地下水の適正な保全及び利用

第3章 貯留・涵養機能の維持及び向上^{かんよう}

第4章 水の適正かつ有効な利用の促進等

第5章 健全な水循環に関する教育・人材育成の推進等

第6章 水循環に関する普及啓発活動の推進

第7章 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

第8章 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

第9章 科学技術の振興

第10章 國際的な連携の確保及び国際協力の推進

新たな水循環基本計画において重点的に取り組む主な内容と最新の取組状況等

1. 代替性・多重性等による安定した水供給の確保

- ・水インフラの耐震化、早期復旧を実現する災害復旧手法の構築
- ・非常時における地下水等の代替水源としての有効活用
- ・災害対応上有効と認められる新技術の活用推進

動向1 令和6年能登半島地震を踏まえた上下水道施設の耐震化の推進

- ・令和6年能登半島地震では、上下水道施設に甚大な被害が発生。
- ・令和6年能登半島地震を踏まえた「上下水道地震対策検討委員会」で、被害が生じた基幹施設の大部分は耐震化未実施であることを確認。
- ・全国の災害時の上下水道システムの機能維持に重要となる施設の耐震化状況について、緊急点検を実施した結果、例えば災害拠点病院や避難所、防災拠点等の重要施設に接続する水道・下水道管路の両方が耐震化されている割合は約15%など、耐震化が十分でないことを改めて確認。
- ・財政的支援や水道事業者・下水道管理者等への働き掛けなどを通じて、上下水道施設の耐震化を計画的・集中的に推進。

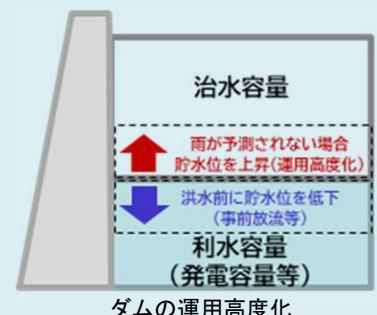


3. 2050年カーボンニュートラル等に向けた地球温暖化対策の推進

- ・流域一体でのカーボンニュートラルに向けた取組の推進
- ・官民連携による水力発電の最大化、上下水道施設等施設配置の最適化による省エネルギー化
- ・湯水対策や治水対策などの適応策の推進

動向3 水力発電の最大化に向けた取組

- ・治水・利水など目的に応じて運用していたダムを「ハイブリッドダム」として、例えば、洪水ピーク後の後期放流の工夫等によるダムの運用高度化により、増電に取り組んでおり、令和6年度は76ダムで試行。
- ・水力発電を含めた脱炭素電源への新規投資を促進するべく、脱炭素電源への新規投資を対象とした入札制度を、令和5年度から開始。令和6年度の第2回オーケーションでは、一層の水力発電の推進に向けて対象を拡大。
- ・こうした施策等を通じ、引き続き、官民連携の下、小水力発電を含め、水力発電の最大化を推進。



2. 施設等再編や官民連携による上下水道一体での最適で持続可能な上下水道への再構築

- ・地域の実情を踏まえた広域化や分散型システムの検討
- ・上下水道一体のウォーターPPPを始めとした官民連携やDX導入等による事業の効率化・高度化を図ることで基盤強化を推進

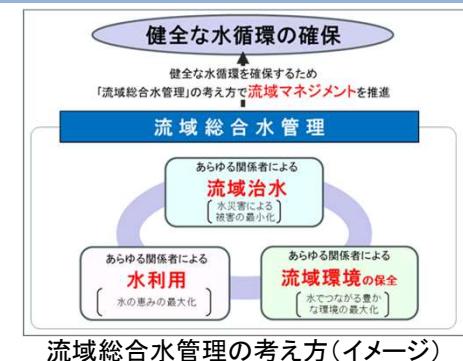
動向2 上下水道施設の老朽化対策の推進

- ・耐震化対策と同様に、老朽化対策も重要かつ喫緊の課題。
- ・上下水道施設の多くは、高度経済成長期以降、産業の急速な発展とともに全国に整備が進められ、近年、老朽化が進行。令和6年度には、埼玉県八潮市で老朽化によるものと推測される流域下水道管の破損が発生。
- ・同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」を設置し議論。
- ・国民の安心・安全を確保するため、必要な技術的・財政的支援を行い、老朽化対策も含めた強靭で持続可能な上下水道システムの構築を推進。



4. 健全な水循環に向けた流域総合水管理の展開

- ・あらゆる関係者による、AIやデジタル技術などを活用した流域総合水管理を、各流域の特性を踏まえつつ、全国へ展開
- ・地方公共団体等における流域総合水管理を踏まえた流域水循環計画策定の推進



動向4 流域総合水管理の推進

- ・流域治水・水利用・流域環境の保全の一体的な取組を進めることで、「水災害による被害の最小化」、「水の恵みの最大化」などを実現させる「流域総合水管理」の推進に向け、令和7年2月から「国土審議会水資源開発分科会流域総合水管理のあり方検討部会」と「社会資本整備審議会河川分科会流域総合水管理のあり方検討小委員会」とを合同開催して議論。

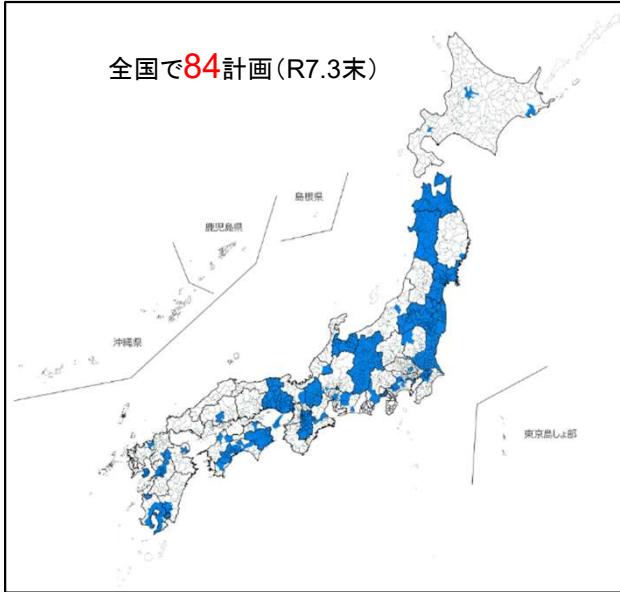


令和6年度 政府が講じた水循環に関する施策

第1章 流域連携の推進等 —流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み—

- 流域マネジメントの基本方針等を定める「流域水循環計画」は全国で84計画まで増加。

全国で84計画(R7.3末)



流域水循環計画が策定されている地域

- 地方公共団体等からの依頼に基づき、有識者を派遣して流域水循環計画の作成等に関して助言等を行う水循環アドバイザー制度において、令和6年度は14の地方公共団体への支援を実施。

地方公共団体

(流域水循環協議会及びその構成員を含む。)



内閣官房
水循環政策本部事務局

水循環アドバイザー制度の概要

第2章 地下水の適正な保全及び利用

- 令和6年能登半島地震では水道施設が被災し水の確保が課題となる一方、被災地では地下水等の代替水源が活用され、重要性を再認識。
- 「地下水データベース」の運用及び普及を推進するとともに、令和6年能登半島地震における経験も踏まえ、防災井戸等の防災情報等を追加するなど、内容を充実。



「地下水データベース」の概要

- 「災害時における地下水等活用推進に向けた有識者会議」を開催し、令和7年3月に「災害時地下水利用ガイドライン～災害用井戸・湧水の活用に向けて～」を策定。地方公共団体向け説明会も開催。



「災害時における地下水等活用推進に向けた有識者会議」の開催概況

目次(抜粋)

- 第1章 総説
- 第2章 地下水利用の現状
- 第3章 地下水利用に当たっての事前検討
 - 既設井戸・湧水等の把握
 - 新設井戸の検討・補助制度
- 第4章 災害用井戸・湧水の登録に関する取扱要領の策定
 - 水質の目安・登録の流れ
 - 周知(公表)方法
- 第5章 利用に当たっての留意事項
 - 平常時の対応
 - 災害発生時の対応

「災害時地下水利用ガイドライン」の概要

第3章 貯留・涵養機能の維持及び向上

- 森林、河川、農地、都市等における水の貯留・涵養機能の維持及び向上を推進。
- グリーンインフラに取り組む経済的なメリット等を示した「グリーンインフラの事業・投資のすゝめ」を令和6年9月に公表するなど、貯留・涵養機能の維持及び向上に資する取組を推進。

第4章 水の適正かつ有効な利用の促進等 (安全で良質な水の確保等)

- PFOS、PFOA※等について、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価等を踏まえた水道水の暫定目標値の取扱いの検討、健康影響等に関する調査・研究等を推進。
- 水道事業者等に対し、水道水におけるPFOS及びPFOAについて、水質基準に準じた検査等の実施に努めるよう要請。
- 水道水においてPFOS及びPFOAが暫定目標値を超えて検出された場合等に水道事業者等が取ったこれまでの対応事例について「水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について」として公表するとともに、水道事業者等において濃度低減化措置等の適切な対応を講ずるよう要請。

※有機フッ素化合物(PFAS)の一種で、PFOSがペルフルオロオクタンスルホ酸、PFOAがペルフルオロオクタン酸

応急的対応

水質検査の強化による検出状況の把握	既存の他の水源からの取水への切替え等	既存の浄水処理施設の浄水処理の強化	住民への周知、飲用制限措置等
●水道原水、浄水場出口、給水栓で水質検査を実施し、状況を把握	●濃度の高い水源からの取水を停止し、他の水源からの取水に切替え	●粉末活性炭の投入 ●粒状活性炭の交換	●ウェブサイト掲載やマスコミへの情報提供 ●地域の自治会長等への説明

中期的対応

定期的な水質検査の継続による把握	新たな水道水源への切替え等	施設整備を伴う浄水処理の強化	住民への周知、環境部局との連携等
●水質検査を継続的に実施し水質を監視	●新たな井戸の掘削 ●他系統との連絡管の整備 ●水道用水供給事業から受水するための施設整備	●浄水処理プロセスを変更し、粒状活性炭による処理を実施 ●高機能な粒状活性炭の導入	●検査結果や対応のウェブサイト掲載 ●関係部局(環境部・保健所等)による連絡調整会議の設置・開催

水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について

令和6年度 政府が講じた水循環に関する施策

第5章 健全な水循環に関する教育・人材育成の推進等

- 小学校向け学習教材に加え、中学校での活用を念頭に、副読本等の学習教材を作成し、教育現場での水循環に関する教育を推進。
- さらに、水循環に関する普及啓発を目的とするパネル・映像展示セット「めぐる水を考えよう！」による巡回展示に取り組み、令和6年度は15か所で実施。



中学生向け水循環教材

水循環に関するパネル・映像展示セット

第6章 水循環に関する普及啓発活動の推進

- 水循環基本法では、8月1日を「水の日」として定め、令和6年度は、地方公共団体等の協力の下に、「水を考えるつどい」、全日本中学生水の作文コンクール、水資源功績者表彰などのほか「水の日」にふさわしい事業を304件実施。

- 全国の施設を「水」を連想させる青色の光で彩る「ブルーライトアップ」の取組に、令和6年度は171施設が参加。



ブルーライトアップ

第7章 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

- 企業による水循環に資する取組の更なる促進を図るため、令和6年7月に「水循環企業登録・認証制度」を創設。
- 令和6年10月には健全な水循環に資する取組を積極的に実施している89社を「水循環ACTIVE企業」として認証、取組に関心のある10社を「水循環CHALLENGE企業」として登録。



▲水循環ACTIVE企業ロゴマーク



▲水循環CHALLENGE企業ロゴマーク

- 令和7年1月には登録・認証した企業等を対象に「水循環企業連携フェア」を、約330名参加の下、開催。



中野水循環政策担当大臣の主催者挨拶の様子



クロストークの様子

「水循環企業連携フェア」では有識者と地方公共団体、水循環認証ACTIVE企業のクロストークも実施。水循環に係る取組による市民や社内の反応の変化や産官学が連携した取組に必要なこと等について議論。

第8章 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

- 日本の気候変動に関する観測結果や将来予測における最新の情報をまとめた「日本の気候変動2025—大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書」を令和7年3月に公表。
- 本報告書では、極端な気象現象（100年に1回の極端な大雨等）の頻度や強度の将来予測に関する情報等を新たに提供。

第9章 科学技術の振興

- 水に関する様々な側面からの科学的な知見を不斷に獲得していくことが必要不可欠であり、流域の水循環、地下水、雨水、気候変動に係る調査研究などを実施。
- 強靭で持続可能な上下水道システムの構築を図るため、分散型システムやダウンサイジング可能な技術の実証事業を推進。

第10章 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- 令和6年5月にインドネシア・バリで開催された「第10回世界水フォーラム」の首脳級会合及び閣僚級会合で、日本の水循環に係る取組等、世界の国々の持続可能な発展に貢献できる取組を発信。
- 本フォーラムの閣僚級会合で採択された「閣僚宣言」では、健全な水循環の概念の重要性、水防災の事前投資等を明記。



首脳級会合における情報発信の様子

③ 流域総合水管理のあり方検討部会での審議経過

- 令和6年12月18日 国土交通大臣から国土審議会長へ諮問 「流域総合水管理のあり方について」
○令和7年1月10日 第26回 水資源開発分科会（書面開催） 「流域総合水管理のあり方検討部会の設置」
○令和7年1月16日 国土審議会長から水資源開発分科会長へ付託 「流域総合水管理のあり方について」
【根拠：国土審議会運営規則第7条第1項】
- 令和7年1月16日 水資源開発分科会長から流域総合水管理のあり方検討部会長へ調査審議を依頼
「流域総合水管理のあり方について」
【根拠：水資源開発分科会における部会設置要綱 2】

【流域総合水管理のあり方検討部会：流域総合水管理のあり方に係る調査審議】

※社会資本整備審議会 河川分科会 流域総合水管理のあり方検討小委員会と合同開催

（審議1回目）

- 令和7年2月28日 第1回 流域総合水管理のあり方検討部会
審議会（部会/小委員会）の設置目的（説明）、
流域総合水管理の取り組む背景・課題、流域総合水管理により目指す方向性のイメージ

（審議2回目）

- 令和7年3月25日 第2回 流域総合水管理のあり方検討部会
今後の対応の方向性

（審議3回目）

- 令和7年4月25日 第3回 流域総合水管理のあり方検討部会
答申骨子（案）

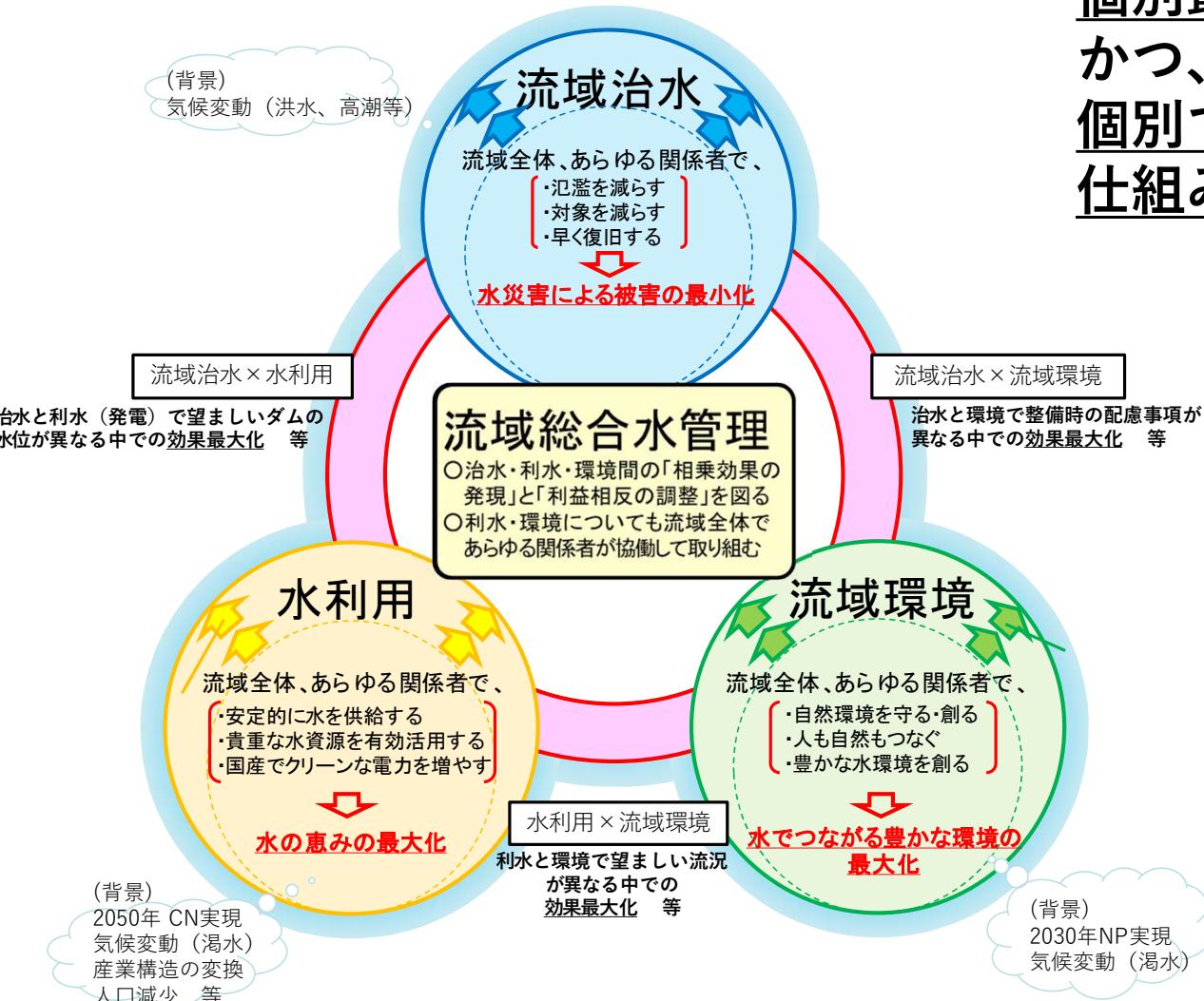
（審議4回目）

- 令和7年5月23日 第4回 流域総合水管理のあり方検討部会
答申（案）

「流域総合水管理のあり方について」答申

③ 流域総合水管理が目指す方向性

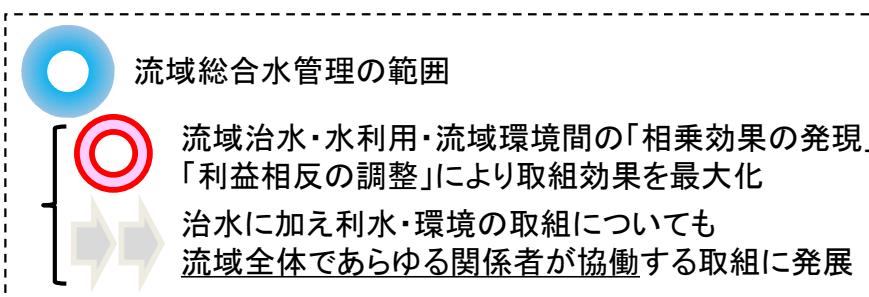
治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者が協働して取り組むとともに、流域治水・水利用・流域環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」を図るなど、流域治水・水利用・流域環境の一体的な取組を進めることで「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」を推進する。



個別最適から全体最適※へ、
かつ、
個別で見ても今より（少しでも）良くなる
仕組みへ

※個別最適から全体最適へのアプローチの例

- ・流域治水、水利用、流域環境に一体的に取り組む
- ・洪水時、渇水時、平時を一体的に捉える
- ・流域の複数のダムを一体的に運用する 等



「流域総合水管理のあり方について」答申 概要

本資料内の数字は答申案の目次に対応 1は「水管理の歴史的変遷」であり割愛

- 治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者が他者を尊重しながら協働して取組を深化させるとともに、流域治水・水利用・流域環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」を図り、一体的に取り組むことで「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」を推進する。

(1)気候変動等の自然環境の変化

- ・水災害の激甚化・頻発化が予測され、相対的な安全度の低下が懸念
- ・渇水リスクの増大の中、既存施設を有効活用する方策の検討が必要
- ・カーボンニュートラル等への対応のため、ハイブリッドダムの取組を行ってきたが、試行段階であり、制度的整理が課題
- ・生物多様性の回復が重要だが、河川生態系の構成要素に影響のある流量変動について、技術的知見や計画手法が明確でない 等

(2)社会構造の変化

- ・水インフラの老朽化などにより水供給リスクが増大。危機時に備えた水融通等の事前検討も利水関係者で不十分
- ・水源地域の地域振興のための施設の維持や担い手確保が出来ていない
- ・局所的な水需要の変化に柔軟に対応が出来ていない
- ・施設管理等の熟練技術者の減少、技術力の低下等への懸念 等

(3)新たな技術の進展

- ・流域関係者の中で、水利用に関する各種データが十分に共有が出来ていない
- ・長時間先の予測精度の向上等の技術開発のさらなる促進が必要 等

3.流域総合水管理が目指す方向性

「水でつながる流域の恵みの最大化」、「流域の個性を再発見」、「For Allの流域総合水管理」、「Water for All-WA(和)」、「みずから守る地域の恵み」 等

水災害による被害の最小化

流域全体、あらゆる関係者で、
「氾濫を減らす」「対象を減らす」
「早く復旧する」

水の恵みの最大化

流域全体、あらゆる関係者で、
「安定的に水を供給する」「貴重な水資源を有効活用する」
「国産でクリーンな電力を増やす」

水でつながる豊かな環境の最大化

流域全体、あらゆる関係者で、
「自然環境を守る・創る」「人も自然もつなぐ」
「豊かな水環境を創る」

(2)流域の課題や多様なニーズ等の共有

流域の関係者が流域の課題や水に関する多様なニーズ等について情報共有や意見交換を行うとともに、地域の将来構想についても議論がなされる仕組みを構築

(3)流域の関係者間の流域内のデータ共有・公開

(4)気候変動や水需要の変化等を踏まえた流域総合水管理の取組

1)治水機能の增强や貴重な水資源の有効活用等のための「既存施設の高度運用等」

ダムの運用の高度化等による水力発電の增强、複数ダムの統合運用・容量再編、水利権未取得のダム使用権等の活用、
水利権の転用等による水資源の有効活用、融雪出水時の豊水等の活用 など

2)持続可能な水管理のための「施設整備、施設再編」

水インフラの老朽化対策の推進、上下水道一体での強靭化・省エネ化の推進 など

3)危機時の迅速・円滑な水管理のための「備えの強化」

災害・事故等の不測の事態に対応する事前検討、気候変動や危機管理への対応のための冗長性の確保 など

4)水でつながる「流域環境」の空間的・時間的連続性を高める取組強化

流量変動や土砂動態の管理等(フラッシュ放流・ダムの運用の拡充 等)、河川内外の連続性確保、下水処理水等の活用、
水辺の魅力や価値の向上、多様な主体同士の交流・連携、上下流交流等を通じた流域総合水管理の深化 など

(5)流域の関係者が水管理の調整等を行う仕組みの構築

○各流域の特性を踏まえた調整の仕組みを構築。幅広い主体間の交流・連携により一体的に取組を実施

○「相乗効果」の発現や「利益相反」の解消など、取組の特質を検討して、全体最適につながるよう協議・調整・合意形成を行う仕組みを構築

○内容に応じた調整役を配置

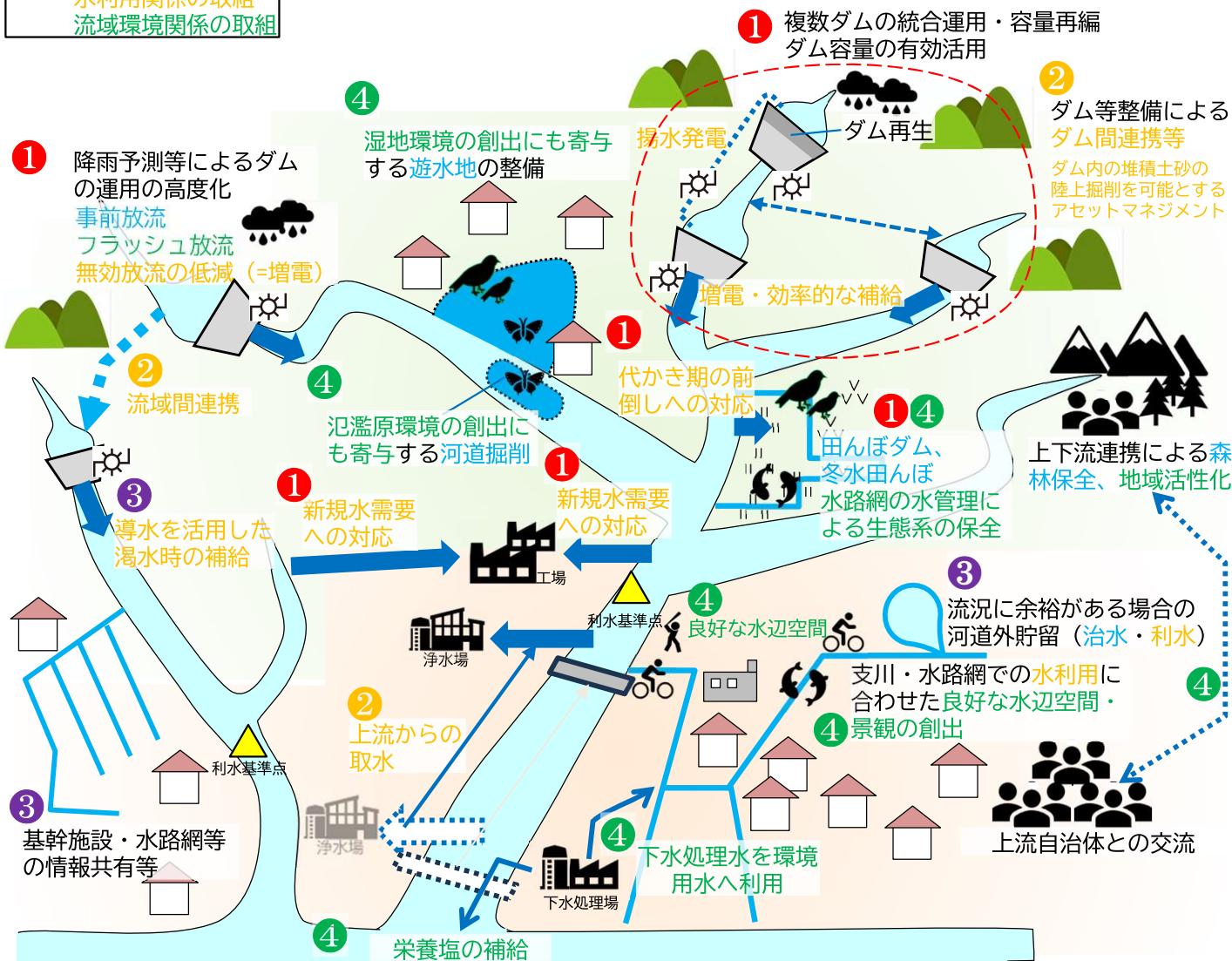
(6)高度な水管理を現場で実践するための技術開発・体制構築等

(7)流域総合水管理に関する情報発信・海外展開等

③ 流域総合水管理の取組(イメージ)

- これまででは、治水・利水・環境それぞれの分野の施策を推進してきたが、全体では必ずしも最適な水管理とはなっていなかった
- 今後は、**流域治水**・**水利用**・**流域環境**の一体的な取組を進め、予測技術を活用した複数ダムの統合運用(プール運用)や、水路網など流域の水管理による良好な水辺空間の創出など新たな価値を創出し、流域関係者でその価値を共有する仕組みを確立する

凡例 **流域治水関係の取組**
水利用関係の取組
流域環境関係の取組

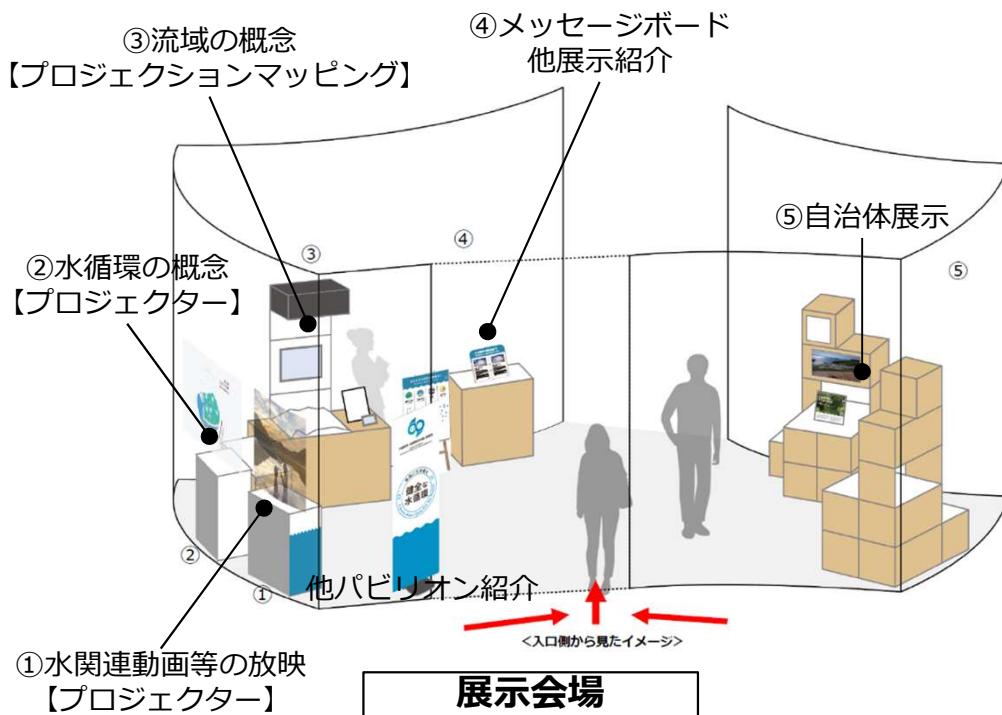


- ① 課題や多様なニーズ等の共有
 - ② 関係者間のデータ共有・公開
 - ③ ニーズを埋める対応策・アイデア
- 既存施設の高度運用等**
 - ・降雨予測等によるダムの運用の高度化
 - ・複数ダムの統合運用・容量再編
 - ・ダム容量の有効活用・水利権の転用
 - ・融雪出水時の豊水の活用
 - ・農業用水等の特徴を踏まえた取組 等
 - 施設整備、施設再編**
 - ・持続可能で効率的なアセットマネジメント
 - ・上下水道一体での強靭化、省エネ化の推進 等
 - 危機時の備えの強化**
 - ・リダンダンシーの確保
 - ・基幹施設・水路網等の情報共有 等
 - 流域環境の取組強化**
 - ・流量変動や土砂動態の管理
 - ・豊かな沼澤原環境の創出、河川内外の連続性確保
 - ・下水処理水の活用
 - ・流域ならではの水辺の魅力や価値の向上
 - ・上下流交流 等
 - 新たな価値を共有・調整する手法・仕組み (合意形成の場)**
 - 技術開発・体制構築等**
 - 成果や教訓の情報発信等**

大阪・関西万博への出展について

- 水に関する理解情勢や世界の水問題の解決に寄与することを目的に、水循環政策本部事務局として大阪・関西万博に出展し、日本が有する健全な水循環に関する技術や知見、歴史・文化について発信を行う。

期間	令和7年9月23日(火)～9月29日(月)各日10:00～21:00(最終日のみ～16:00)
場所	フューチャー・ライフ・ヴィレッジ
出展内容	<ul style="list-style-type: none"> ①高校生制作の水関連動画等の放映 ②水循環の概念、水循環を構成する主要要素等を学ぶ資料映像 ③流域の概念を学ぶプロジェクションマッピング ④アンケートボード & 他パビリオン紹介 ⑤自治体展示
参加自治体	安曇野市 他



5 令和6年能登半島地震 緊急水源としての地下水活用事例

- 大規模災害時における代替水源としての井戸(地下水)の活用は有効的な手段の一つであり、地域防災計画に位置付けているケースも見られる。
- 羽咋市では、能登半島地震発生翌日の1月2日に、防災情報「利用できる井戸水の案内について」のメール(羽咋市安全・安心メール)を市民に発信。
- 穴水町では、能登半島地震による停電を免れた諸橋地区において、家庭の井戸水を避難所のトイレ用水として活用(穴水町への聞き込みによる)。

石川県 羽咋市

本文へ移動 文字サイズ変更 あ

羽咋市安全・安心メールの掲載履歴

2024年01月02日：利用できる井戸水の案内について

井戸水等の一般開放の提供を頂いた箇所を案内します。
井戸水ですので、トイレの水しか使用できません。ご注意ください。

なお、提供していただいた井戸水は個人もしくは会社の所有になります。
節度をもってご利用をお願いします。

会社提供の井戸水の地図を添付しますので参考ください。

添付ファイルはこちらからご確認ください。
<https://plus.sugumail.com/usr/hakui/doc/517151>

地域整備課上下水道管理係
電話：0767-22-7193
ファクス：0767-22-9643

羽咋市HPより

羽咋市からの防災情報

利用できる井戸水の案内について

羽咋中学校の体育館下駐車場で、井戸水の一般開放を行っています。
井戸水ですので、トイレの水しか使用できません。ご注意ください。

井戸水の地図を添付しますので参考ください。

また、お住まいの町で該当があれば口頭でお伝えします。
下記までご連絡ください。
地域整備課上下水道管理係
電話：0767-22-7193



提供井戸の活用状況(羽咋市提供)



羽咋市HP「井戸水提供情報」より

石川県 能登半島 穴水町
あなみずまち

ホーム 行政情報 くらしの情報 観光ガイド 移住・定住 ふるさと納税

HOME > くらしの情報 > 穴水町の防災

防災

穴水町は、平成19年3月25日に発生した能登半島地震を経験し、つい忘れがちな災害の恐ろしさと、平素の備えの大切さを教えられました。
近年では、地震に限らず毎年のように日本の各地において、台風や集中豪雨(ゲリラ豪雨)などによる災害が発生し、国民の生命や財産に大きな被害を与えています。また、東日本大震災により発生した津波では、甚大な被害がございました。

災害が発生した時、災害の規模をあなどらず、まず自分の安全を確保するとともに、最寄りの避難場所へ避難することにより、被害を最小限に止めることができます。

また、日頃から避難場所の確認や防災知識の向上を図ることにより、地震や水害などの災害に対する「備え」をしておくことが重要です。

穴水町では、穴水町地域防災計画を策定するとともに、洪水ハザードマップや津波ハザードマップなどを作成し、指定避難場所を公開しています。また、防災に関する補助も行っていますので、あわせて、災害に対する備えにご活用ください。

穴水町HPより

穴水町避難所マップ

穴水町避難所マップ(穴水町HPより)



家庭の井戸水を避難所のトイレに活用 [諸橋公民館](穴水町HPより)

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中で、大規模災害時における水源の確保は全国の地方公共団体に共通する喫緊の課題
- 令和6年能登半島地震の経験を踏まえ、災害時の代替水源確保のための実効的な取組を推進する

背景・課題

<背景>

- 令和6年能登半島地震においては、水道施設の甚大な被災による断水の長期化等が生じ、災害時の代替水源確保について課題が露呈。



<課題>

- 災害時の代替水源の確保

- ・一部地方公共団体では、利用可能な井戸水の情報発信、自主的な家庭用井戸水の提供が見受けられた。

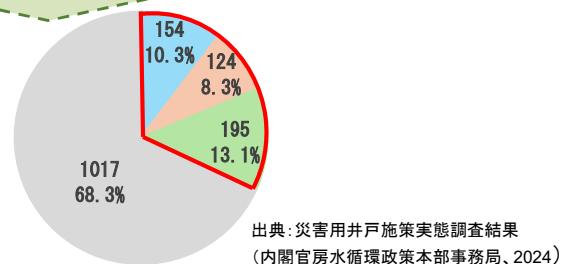
⇒代替水源としての地下水の活用に期待



ガイドライン策定

一方で、災害用井戸の取組を実施している市区町村は全体の約3割

- 災害用井戸の有無
 - <全体>回答数 1, 490
 - 公共の災害用井戸・民間所有の災害用井戸両方が有り
 - 公共の災害用井戸が有り
 - 民間所有の災害用井戸が有り
 - 災害用井戸が無い



災害時地下水利用ガイドライン ～災害用井戸・湧水の活用にむけて～

- 令和6年能登半島地震時に、一部の自治体等では、代替水源の有効活用がされていたものの、水源確保に課題を残した地域もあった。
- 災害時における代替水源としての災害用井戸・湧水の活用に向けた取組を推進するため、ガイドラインを作成。
- 既設井戸・湧水の把握や災害用井戸の登録制度創設に向けた取組方法をとりまとめ。

ガイドラインの概要

位置付け：災害用井戸の取組を検討する自治体を対象とした取組方法の手順書
対象：民間所有(個人、企業)の既設井戸・湧水、公共の井戸・湧水
使用目的：生活用水(洗濯、風呂、掃除、トイレ等)

ガイドラインの概要

第1章 総説 … 背景、位置付け、全体構成、対象とする水源と用途

災害用井戸・湧水の登録制度導入の検討

第2章 地下水利用の現状 … 地下水の概念、地下水マネジメントの必要性

第3章 地下水利用に当たっての事前検討 … 既設井戸・湧水の把握、新設井戸の検討

取扱要領において定める内容

第4章 災害用井戸・湧水の登録に関する取扱要領の策定 … 登録の要件・手続

登録制度導入後の留意事項

第5章 利用に当たっての留意事項 … 平常時・災害時の管理方法

災害時地下水利用ガイドラインは、こちらから閲覧できます

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/content/001879780.pdf>

⑤ 「災害時地下水利用ガイドライン説明会」の実施 (R7.3.19)

- 令和7年3月17日(月)に「災害時地下水利用ガイドライン」を公表したことに併せ、令和7年3月19日(水)に自治体職員向けの「災害時地下水利用ガイドライン説明会」をオンラインで開催。
- 内閣官房水循環政策本部事務局による「災害時地下水利用ガイドライン」の内容説明に加え、大阪公立大学遠藤崇浩教授による「災害用井戸の必要性」に関する講話、三重県鳥羽市による「災害用協力井戸の取り組み」の事例紹介を行った。
- 説明会には、自治体担当職員を中心に約850人が参加。

I 開催概要

1. 日 時 : 令和 7 年 3 月 1 9 日 (水) 1 4:0 0 ~ 1 5:3 0

2. 方 法 : WEB 形式 (Zoom)

3. 主 催 : 内閣官房水循環政策本部事務局

(水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課)

4. 議事次第

1) 開 会

挨拶 内閣官房水循環政策本部事務局長 斎藤 博之

2) 講 話

「災害用井戸の必要性」 大阪公立大学現代システム科学域 教授 遠藤崇浩

3) 「災害時地下水利用ガイドライン」の説明 内閣官房水循環政策本部事務局

4) 取組事例紹介

「鳥羽市における災害時協力井戸の取り組みについて」

鳥羽市総務課防災危機管理室 副室長 澤田将宏

5. 参加者 : 約 850 名

(市区町村、都道府県、国関係機関、大学、研究機関、民間企業、マスコミ)



「災害時地下水利用ガイドライン説明会」配信状況



大阪公立大学 遠藤教授 講演

ガイドラインの概要

位置付け : 災害用井戸の取組を検討する自治体を対象とした取組方法の手順書

対象 : 民間所有(個人、企業)の既設井戸、湧水

使用目的 : 生活用水(洗濯、風呂、掃除、トイレ等)

ガイドラインの概要

第1章 総説 …背景、位置付け、全体構成、対象とする水源と用途

災害用井戸・湧水の登録制度導入の検討

第2章 地下水利用の現状 …地下水の概念、地下水マネジメントの必要性

第3章 地下水利用に当たっての事前検討 …既設井戸・湧水の把握、新設井戸の検討

取扱要領において定める内容

第4章 災害用井戸・湧水の登録に関する取扱要領の策定 …登録の要件・手続

登録制度導入後の留意事項

第5章 利用に当たっての留意事項 …平常時・災害時の管理方法

II 参加者からの感想

- ・ガイドラインの公表後、速やかに説明会が開催されたため、非常に有効だった。今後も同様の説明会の開催をお願いしたい。
- ・大阪公立大学 遠藤教授の講演は、被災地の具体的な実情を踏まえたお話で、非常に興味深く、大変参考になった。
- ・三重県鳥羽市の事例紹介は、当市と同じ人口規模の自治体による取組だったため、今後の当市の取組の検討に活用できると感じた。

目的

水循環に資する企業の取組を積極的に登録・認証し、インセンティブを高めることにより、より一層企業の取組を促進することで、社会全体で水循環に向き合うことを目的に、令和6年7月に創設。

対象企業

- 日本国内に本社、本店、支社、営業所等の事業所を有し、国内外を問わず事業を営む者
- 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社 ※特例有限会社を含む。
- 水循環に資する取組を行っている（今後行う計画のある）企業
 - ✓ 水源域における森林整備・保全
 - ✓ 事業活動における水量の削減
 - ✓ 災害・渇水への備え・協力
 - ✓ 社外への水循環に係る教育・啓発
 - ✓ 自治体・活動団体・NPO等への寄付・助成
 - etc

登録・認証のイメージ

登録

水循環CHALLENGE企業

水循環に資する取組の実績の有無に関わらず、
今後3年間の取組計画がある企業

登録企業ロゴマーク ▶



水循環
CHALLENGE



STEP UP !!

認証

水循環ACTIVE企業

直近3年以内に、水循環に資する取組実績
を有し、対外的に実績を証明できる企業



◀ 認証企業ロゴマーク

水循環企業の主なメリット

- ▶ 水循環政策本部事務局HPへの会社名・ロゴマーク・取組内容等の掲載
- ▶ 登録・認証ロゴマークの使用
- ▶ 企業等のマッチングイベントへの参加
- ▶ 水循環に関する有識者講演の聴講
- ▶ 認定証・登録証の交付
- ▶ 取組紹介の場の提供

登録・認証の基準

- ▶ 要綱等に基づき、適切な申請であるか
※要綱第3条、第4条、第7条、第10条
- ▶ 取組実績を客観的に証明できているか
※会社HPにて公表、コーポレートレポートにて公表 etc
- ▶ 社会貢献的な取組であるか
※単に社業に留まっている取組は対象外

⑥ 水循環企業登録・認証制度 ー令和6年度審査結果の概要ー

- 水循環ACTIVE企業として89社、水循環CHALLENGE企業として10社、計99社を水循環企業として登録・認証
- 水循環に資する取組として多く見られたのは、教育啓発・河川清掃・水源涵養支援・事業活動の水量削減などの取組

➤ 申請期間

令和6年8月1日(木)～8月30日(金)まで

➤ 申請区分(登録・認証の2区分)

水循環ACTIVE(認証)：3年以内の実績がある企業

水循環CHALLENGE(登録)：取組計画がある企業

➤ 登録・認証日

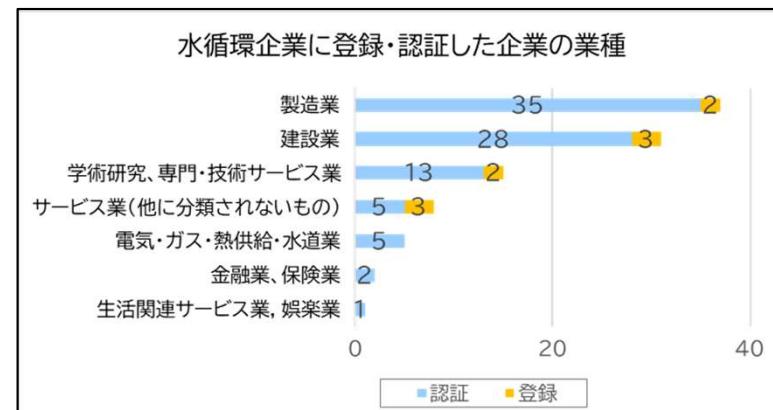
令和6年10月29日(火)

➤ 水循環企業の内訳

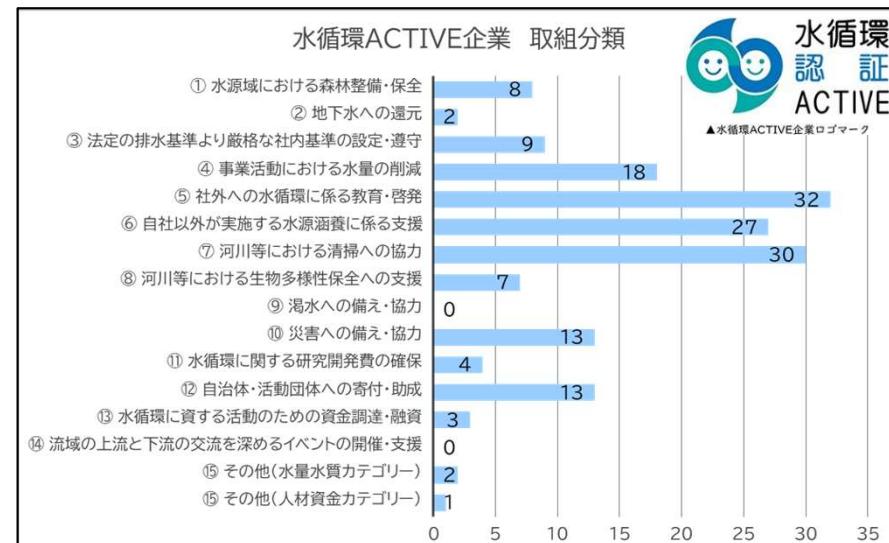
✓ 水循環ACTIVE企業(認証)	89社
・ 水量水質カテゴリーに認証	11社
・ 人材資金カテゴリーに認証	62社
・ 両カテゴリーに認証	16社

✓ 水循環CHALLENGE企業(登録)	10社
----------------------	-----

➤ 水循環企業の業種



➤ 水循環に資する取組分類 -水循環ACTIVE企業-



▶ 水循環企業連携フェアの開催 (R7.1.23)

- ・水循環企業として登録・認証を受けた企業へのアフターサポートとして、有識者講演や水循環ACTIVE企業の優良な取組事例の聴講等を通じて、水循環企業の取組の深化や更なる取組を促すことを目的に、内閣官房水循環政策本部事務局・国土交通省共催で初開催
- ・会場に約70団体・社の約200名、WEB配信に約100団体・社の約130名の計約330名が参加



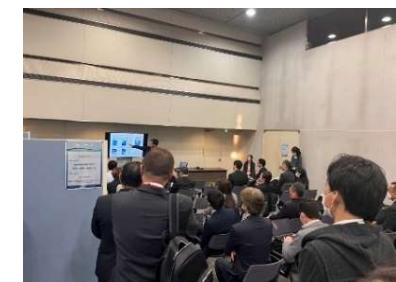
主催者挨拶:中野大臣



基調講演:沖大幹教授



クロストークの様子



パネルセッションの様子

▶ ポータルサイトの公開 (R7.4.1) などによる情報提供

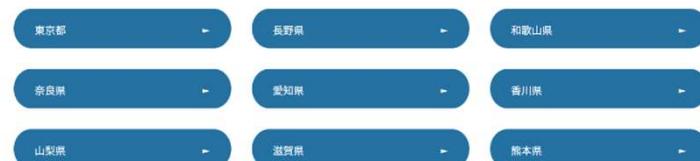
- ・水循環ACTIVEの水循環に資する取組を紹介
- ・地方公共団体等の団体が企業と連携して実施する水循環に資する施策を紹介
- ・水循環企業連携フェアやウェビナーなどイベント情報
- ・その他、メール等にて水循環に関する情報を提供



https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/certification/index.html

地方公共団体等の取組紹介

地方公共団体や各種団体が民間企業と連携して取り組んでいる、水循環に資する施策や取組を紹介しています。



HP掲載を希望する地方公共団体や各種団体を募集しています。詳しくは事務局にお問い合わせください。

7 「水の日」・「水の週間」の取組

- 每年8月1日「水の日」と8月1日～7日「水の週間」において、国民の間に広く**健全な水循環の重要性**についての理解と関心を深めるために、国・地方公共団体・事業者・民間の団体等と相互に連携を図りながら協力し、普及開発活動を実施。
- 今年の「水の日」「水の週間」のテーマは**「治水・利水・環境の調和を目指して～いろんな水、探してみよう～」**

記念行事「水を考えるつどい」

- 日 時：令和7年8月1日（金）14:00～
- 場所：イイノホール（千代田区）
- 内容：全日本中学生水の作文コンクール表彰式、講演 ほか



水の作文コンクール表彰式の様子（令和6年度）



瑠子女王殿下、シャワーズを交えた記念撮影（令和6年度）



令和7年度「水の日」ポスター

水資源功績者表彰（表彰式）

- 日時：令和7年8月5日（火）14:00～
- 場所：国土交通省合同庁舎第3号館
8階特別会議室
- 表彰：国土交通大臣より表彰状を授与
- 対象：水資源行政の推進に関し、特に顕著な功績があった団体又は者



水資源功績者受賞者との記念撮影（令和6年度）

7 「水の日」・「水の週間」の取組

「水の日」「水の週間」ブルーライトアップ

- 日時：令和6年8月1日（木）～7日（水） 日没後
- 場所：「水の日」「水の週間」に賛同する企業等の施設
- 内容：全国各地の建物を「水」をイメージさせる青色（ブルー）の光でライトアップし、「水の日」「水の週間」の夜を演出
- 施設：171施設（R5年度：117施設）



山梨県庁別館（山梨県）



東京都レインボーブリッジ

「水の日」PR動画の放映

- 「シャワーズ」及び「水の天使」が登場する「水の日」PR動画をYouTube（国土交通省チャンネル）で公開（7/1～）。
- 再生回数は、8月9日時点（公開から約1ヶ月）で25万回を記録。



「水の日」PR動画

「水の日」応援大使『シャワーズ』派遣事業

- 地方公共団体が主催する「水の日」関連行事について、行事の実施効果を高め、「水の日」の認知度を向上させるとともに、健全な水循環の重要性に対する国民の理解と関心を深めるため、「水の日」応援大使『シャワーズ』を派遣。

『シャワーズ』の派遣

- ①静岡県菊川市（7月27日（土））
- ②東京都墨田区（8月2日（金））
- ③大阪府藤井寺市（8月4日（日））

『シャワーズ』フォトパネル・スタンプの貸出し

- ①大分県大分市（7月24日（水））
- ②埼玉県さいたま市（7月20日（土）、7月28日（日））
- ③愛知県岩倉市（8月2日（金））
- ④神奈川県秦野市（8月3日（土））



墨田区のイベントに参加している様子



藤井寺市のイベントに参加している様子



秦野市のイベントに設置された
フォトパネル・スタンプ

8 水循環に関する学習教材の活用について

水循環学習教材（小学生向け）

子どものうちから水の大切さを学び、健全な水循環に関する教育を推進するため、小学校学習指導要領を踏まえ、水循環に関する小学生向け教材・事例集を作成。内閣官房HP及びYouTubeで公開。

映像教材（水のおはなし）

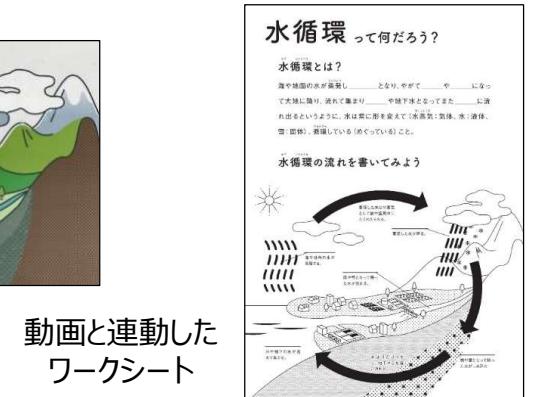
約4分半のアニメーション

「毎日私たちが使っている水はどこから生まれている？」
「水循環が崩れるとどうなる？」
など、**水循環、水資源の概要、課題について分かりやすく紹介。**

地方自治体等での放映を継続展開。



動画「水のおはなし」



動画と連動した
ワークシート

教材を活用した教育の実践・事例集の公開

全国の小学校、川の資料館での**教材活用事例を紹介。**

- ・全国の小学校の授業での活用事例
(R4年度公表)
- ・川の資料館等での活用事例
(R5年度公表)
- ・水循環に関するパネル・映像展示セットの巡回事例
(R6年度公表)



45分間の授業の
具体的な
時間配分

都道府県や
市区町村の取組を
調べる授業構成

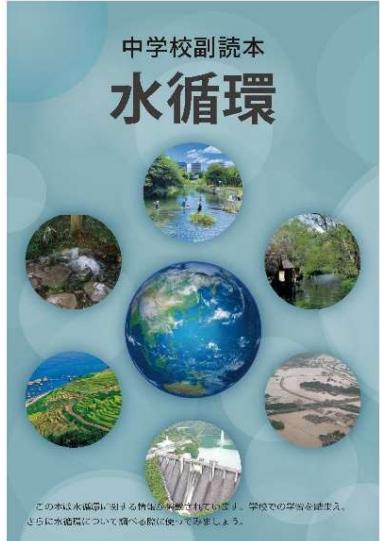
児童の感想

⑧ 水循環に関する学習教材の活用について

水循環学習教材（中学生向け）

令和6年4月に中学生向け水循環教材を公表。
令和7年3月にデジタル端末用に横長版を公表。

(A4 印刷用版)



副読本と関連する動画（YouTubeで公開）



〔デジタル端末用 横長版〕



目 次

第1章	流域と水循環の仕組み
第1節	水の循環 1
第2節	流域と水循環 6
第3節	水と生態系 10
第4節	人工的な水循環 18
第5節	地下水の持続的な利用 22
第2章	生活、産業と水循環のつながり
第1節	生活と水循環 27
第2節	社会と水循環 33



⑧ 水循環に関するパネル・映像展示セット「めぐる水を考えよう！」



- 内閣官房水循環政策本部事務局では、広く国民に**健全な水循環に関する普及啓発**を行うため、東京学芸大学の吉富友恭教授にご協力いただき、水循環に関する**パネル・映像展示セット**を巡回展示。
(令和5年度～)
- 本展示セットを展示することで、子ども達に**水循環の重要性や身の回りの水循環について関心を持つきっかけ**をつくることが可能。

▼内閣官房水循環政策本部事務局HP

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mizu_junkan/kyouiku/t-material.html

令和7年度も全国に巡回！



水循環に関するパネル・映像展示セット
「めぐる水を考えよう！」を昨年度に引き続き、
令和7年度も全国の自治体等の水に関するイベント、
文化センター、資料館等で巡回展示を実施。



⑧ 令和7年度 水循環教育スキルアップ講座を開催します！

学校教員、水インフラの管理者、社会教育施設の職員、地方公共団体等の教育関係者等、
授業等で水循環教育を実施する人材を対象に「水循環教育スキルアップ講座」を開催。（令和5年度～）

令和7年度 水循環教育スキルアップ講座

日時：令和7年8月20日（水）13:00～16:00（予定）

場所：宮ヶ瀬ダム／宮ヶ瀬ダム 水とエネルギー館

内容：1) 宮ヶ瀬ダム見学

- 2) 講義① 宮ヶ瀬ダムでの学校対応の事例紹介
 - 3) 講義② ダムや川の資料館における展示・教材の活用
 - 4) 宮ヶ瀬ダム 水とエネルギー館 展示見学
- （※内容はいずれも“予定”）

定員：40名程度

令和7年度はインフラツーリズムとの組合せ開催



宮ヶ瀬ダム

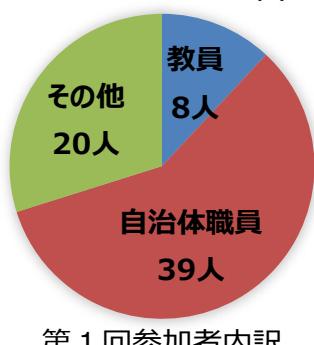


観光放流も見学可能→

これまでの参加者

第1回：67名

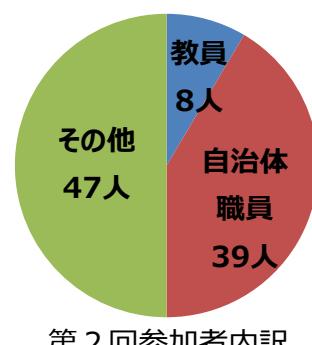
⇒ のべ：317名



第2回：94名

⇒ のべ：

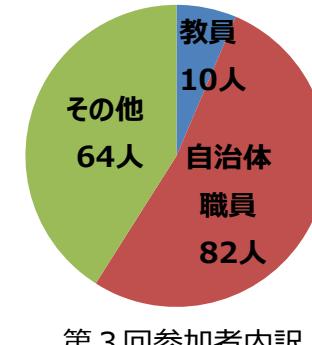
317名



第3回：156名

⇒ のべ：

317名



令和6年度の内容

- ・講座 「水循環の捉えにくさと教材による視覚化」
- ・水循環教育を行っている団体・学校教育の連携の事例紹介

令和6年度のアンケートで寄せられたコメント（抜粋）

- ・人に伝わりやすい手法が理解できた。
- ・用語の理解が大人でも誤解していると学ぶことができた。
- ・具体的な教材、見せ方、タイムスケジュールを学ぶことができた。
- ・子供を対象とした授業のポイント、学校の反響が参考になった。
- ・予算の制約がある中での教育方法は、学ぶ点が多かった。